

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について(無線設備関連)

令和4年8月23日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正を予定しております。このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正について(別紙参照)

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業(会社名又は所属団体名)及び電話番号を記入の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合 FAX 番号:03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5階

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス:comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

なお、電子メールでの御意見を送付される場合は、テキスト形式としてください。

3. 意見募集期限

令和4年8月23日から令和4年9月23日まで(必着)

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、ご承知おき下さい。

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正について

日本小型船舶検査機構

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則(以下、「細則」という。)は、日本小型船舶検査事務規程(以下、「検査事務規程」という。)に基づき制定されるものであり、この細則は検査事務規程 11-1 の規定に基づき、小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を規定し、国土交通省海事局長に届け出を行っています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

- | |
|--|
| <p>第1編 小型船舶安全規則に関する細則
小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。</p> <p>第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則
小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。</p> <p>第3編 船舶安全法施行規則に関する細則
船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。</p> <p>第4編 小型漁船安全規則に関する細則
小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。</p> <p>第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則
小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。</p> |
|--|

なお、現行の検査事務規程及び細則は、当機構ホームページにて公開しています。

2. 改正の背景

国土交通省に設置された知床遊覧船事故対策検討委員会において、再発防止策の徹底的な検討が行われ、携帯電話がつながらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に救助要請を実施できる設備の搭載が課題のひとつとなりました。

このため、同委員会の中間とりまとめ(令和4年7月14日)別紙2(4)①において、「法定無線設備からの携帯電話の除外」が「今後速やかに具体化を図るべき事項」とされたところ、これについて措置するため、国において船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示(平成4年運輸省告示第52号)の一部改正が行われる予定です。

つきましては、当機構において、上記告示の一部改正を踏まえ、細則の改正を行うこととします。

3. 改正の概要

海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)の許可事業(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業)の用に供する船舶(二時間限定沿海区域で使用する船舶に限る。)について、船舶安全法(昭和8年法律第 11 号)第4条第1項の規定に基づき、備えなければならないとしている無線電信等として、一般通信用無線電信等が認められているところ、その一般通信用無線電信等から、陸上移動局の無線電話(携帯電話等)を除外することとします。

なお、現存船(施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶)については、所要の経過措置を設けることとします。

4. 運用開始日(施行日)

令和 4 年 1 1 月 1 日 (予定)